

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省の学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒数、特別支援学校数及び特別支援学級数は増加傾向にあり、また、通常の教育課程に加え、障がいに応じた特別の指導を受ける、いわゆる通級を利用する児童生徒数も増加している。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築も求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、国会及び政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向け、下記の事項について財政措置を含めた支援を講じるよう強く要望する。

記

- 1 障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活上の介助や発達障がいの児童生徒に対する学習支援等を行う特別支援教育支援員の適切な配置を支援すること。
- 2 障がいのある児童生徒のニーズに合わせた支援をサポートするため、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役として位置付けられる特別支援教育コーディネーターの適切な配置を支援すること。
- 3 医療的ケアが必要な児童生徒や障がいのある児童生徒への支援を的確に実施するため、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の適切な配置を支援すること。
- 4 各地域でインクルーシブ教育システムを構築するため、地域におけるコーディネーター機能が求められる特別支援学校において、センター的機能の強化を支援するとともに、担当の教員だけでなく学校長等に対しても指導や研修等を実施し、専門性の向上に取り組むこと。
- 5 G I G Aスクール構想により整備された一人1台の端末を、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するため、特別支援教育に係るICT支援員を配置すること。
- 6 特別支援学校における教育の質を向上させる観点から、特別支援学校教諭免許状の教職員への取得支援の強化や大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等の他、教員免許状を有しないが、専門的な知識経験等を持つ者を任用する特別免許状制度を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）7月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣
（提出者）公明党及び維新・大地所属議員全員並びに未来さっぽろ成田祐樹議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員